

第1部 總論

第 1 部 第 1 章

都 市 整 備 局 の 概 要

第1節 序 説

1 都市整備局の役割

〔総務部 企画技術課〕

都市整備局は、都市づくり全般に関わる政策の立案、道路や鉄道などの都市基盤整備、土地区画整理事業や都市再開発事業などによる市街地の整備、宅地開発や建築物に関する指導、米軍基地対策など、都民生活や企業活動に広く関わる業務を担っている。

都市整備の計画から事業実施まで幅広い領域を所管する局の特性を生かし、現場感覚と新たな発想で事業を着実に推進し、東京 2020 大会のレガシーを生かしつつ、「2050 東京戦略」や「都市づくりのグランドデザイン」で示した将来像の実現に向け、都市づくりを展開する。

都市の強靭化

木造住宅密集地域の改善、建築物の耐震化の促進、避難場所・避難道路の確保、豪雨対策の推進など、地震や水害等の災害に強い都市づくりを推進する。

→ 第2部第1章
(41 ページ~)

国際競争力の強化等に資する都市の再生

都市再生の様々な仕組みの活用や民間の力の最大限の誘導、都有地を生かした事業を戦略的に展開していくこと等により、都市機能の更新と質の高いまちづくりを推進する。

→ 第2部第2章
(69 ページ~)

人・モノの交流ネットワークの機能強化

空港、道路、鉄道などのインフラ整備や老朽化対策等の都市交通施策に取り組むとともに、交通結節機能の強化や舟運の活性化を推進する。

→ 第2部第3章
(115 ページ~)

快適な都市環境の形成

豊かな緑の保全・創出、美しい都市景観の誘導・形成、エネルギーの有効利用など、美しく風格のある都市の実現や低炭素都市の創出に向けた取組を推進する。

→ 第2部第4章
(139 ページ~)

建築行政と開発規制

建築基準法等の法令の基準・規制や東京都独自の規制に基づき、適正な建築の実現及び開発の誘導により、秩序ある都市の形成を推進する。

→ 第2部第5章
(165 ページ~)

米軍基地対策

米軍基地の整理・縮小・返還の促進や、航空機騒音等の基地問題への対応などにより、都民生活の安全を守り地域のまちづくりを推進するとともに、横田基地の軍民共用化の早期実現を目指す。

→ 第2部第6章
(181 ページ~)

2 都市整備局の沿革

〔総務部 総務課〕

都市整備局は、平成16年4月に、都市計画局、住宅局及び建設局の市街地整備部門（市街地整備部及び多摩ニュータウン事業部）を再編統合し、現場の感覚を反映した迅速な都市づくりを進める組織として設置された。

局設置当初の本庁組織は、①総務部、②都市づくり政策部、③住宅政策推進部、④都市基盤部、⑤市街地整備部、⑥市街地建築部及び⑦都営住宅経営部の7部体制である。その後、平成26年7月に、知事本局が政策企画局に再編されたことに伴い、知事本局から⑧基地対策部が移管された。

また、平成31年4月に、老朽マンションや空き家対策をはじめとした喫緊の課題への対応など、都の住宅施策を一層加速し、機動的に展開していくため、都市整備局に住宅政策本部を設置し、住宅政策部門が移管された。

令和6年4月には、局内に散在していた多摩関連部門を再編統合し、多摩全体をふかんした政策を立案・実行することにより、複雑化・多様化する政策課題にスピード感を持って的確に対応していくため、多摩まちづくり政策部を設置した。

これにより、現在の都市整備局の本庁組織は、①総務部、②都市づくり政策部、③都市基盤部、④市街地整備部、⑤市街地建築部、⑥多摩まちづくり政策部及び⑦基地対策部の7部体制となっている。

なお、平成16年3月以前の都市整備局の母体となった都市計画局、住宅局及び建設局の市街地整備部門の沿革は、次のとおりである。

(1) 都市計画局

昭和35年7月、急激な都市化に対処し増大する首都圏整備事業を効果的に推進するとともに、昭和39(1964)年のオリンピック東京大会に向けて関連都市施設の整備を効果的に推進するため、首都整備局を設置した。これは、各局に分散していた首都整備計画諸部門を統合するとともに、顕在化し始めた公害問題を首都建設の過程において解決していくため公害対策部門を集約したものである。その組織は、①総務部、②都市計画部、③建築指導部及び④都市公害部の4部体制であった。

その後、住宅局からの建設業者等の指導監督事務の移管（昭和39年12月）、地方自治法の改正による建築指導行政の特別区への移管（昭和40年4月）を経て、昭和45年10月、公害部門を独立させ公害局（現在の環境局）を設置した。さらに、多摩5地方事務所の廃止に伴う多摩東部及び多摩西部建築指導事務所の設置（昭和46年12月）、国土利用計画法の施行などに対応した組織改正（昭和49年）、都市計画法、建築基準法改正による特別区への事務移管（昭和50年4月）などを行った。

昭和51年8月、主として都市防災の観点に立って都市計画機能の強化と防災関連機能の再編整備を行うため、首都整備局を都市計画局に改組した。

その後、都市構造に関する計画機能や企画調整機能の強化、江東地区再開発事業の見直しに係る組織改正を経て、臨海副都心等の開発計画、鉄道新線計画、航空政策、外かく環状道路整備など、直面する重要課題に対応した組織改正を行ってきた。

平成13年10月の「東京の新しい都市づくりビジョン」の中で示された、目指すべき都市像を明らかにし、その実現に向け戦略的な都市づくりを進める「政策誘導型都市づくり」を実現するため、平成14年4月、①総務部、②都市づくり政策部、③都市基盤部、④都市防災部及び⑤市街地建築部の5部体制（及び多摩の2建築指導事務所の再編統合による多摩建築指導事務所）に組織改正を行った。

(2) 住宅局

昭和23年7月に国において建設省が設置されたことに伴い、都においても、昭和23年9月に建設局の住宅行政及び建築指導行政部門を分離・再編し建築局を設置して、住宅行政部門の強化を図った。昭和35年7月、建築局が所管してきた建築指導部門と住宅関係部門のうち、住宅関係部門を主体に、民生局の福祉住宅及び引揚者住宅の関連部門を統合して住宅局を設置し、都の住宅行政の一体化を図った。その組織は、①総務部、②計画部、③建設部、④管理部及び⑤庁舎営繕部（後に財務局に移管となる。）の5部体制であった。

昭和30年代から昭和40年代にかけて、住宅戸数確保のため都営住宅建設を進め、大規模団地建設に合わせた本庁組織や住宅建設事務所設置などの組織改正を行った。

また、昭和41年12月に、新住宅市街地開発事業（多摩ニュータウン事業）施行のため、南多摩新都市開発本部（本部長は局長級）を設置した。

昭和45年12月設立の財団法人都営住宅サービス公社（平成元年4月に東京都住宅供給公社と統合）への都営住宅管理業務の委託（昭和47年7月から）により、昭和46年6月、五つの都営住宅管理事務所を廃止した。

その後、社会の成熟化に伴い、都の住宅政策は、戸数を中心とする政策から多様な都民のニーズに応える政策に転換し、民間住宅市場を通じた良質な住宅供給や老朽マンションの建替え等を支援する施策や、住環境整備の立場から木造住宅密集地域の整備を推進する施策に対応する組織改正を行ってきた。

平成14年4月に、民間住宅施策の新たな形成・展開、都営住宅制度の抜本的な見直しなど、住宅政策の改革を推進するため、①総務部、②地域住宅部、③民間住宅部及び④住宅経営部の4部体制（及び3住宅建設事務所）に組織改正を行った。

(3) 建設局（市街地整備部門）

昭和35年7月の首都整備局の設置に伴う組織再編で、建設局は、道路、河川、公園及び区画整理事業を所管する局となり、昭和39年のオリンピック東京大会開催に向けて関連事業を実施した後、市街地改造事業の促進を図ることとした。

昭和40年代半ばからは、都市改造計画の整備、都市防災対策の整備を図るための組織改正を行い、昭和46年6月に、都市防災本部（本部長は局長級）を設置した。

以降、区画整理事業及び再開発事業の動向に対応した組織改正を行い、平成13年4月に、区画整理部及び再開発部を廃止し市街地整備部に組織改正するとともに、第三区画整理事務所及び第一・第二の両再開発事務所の廃止と再開発事務所の設置を行った。

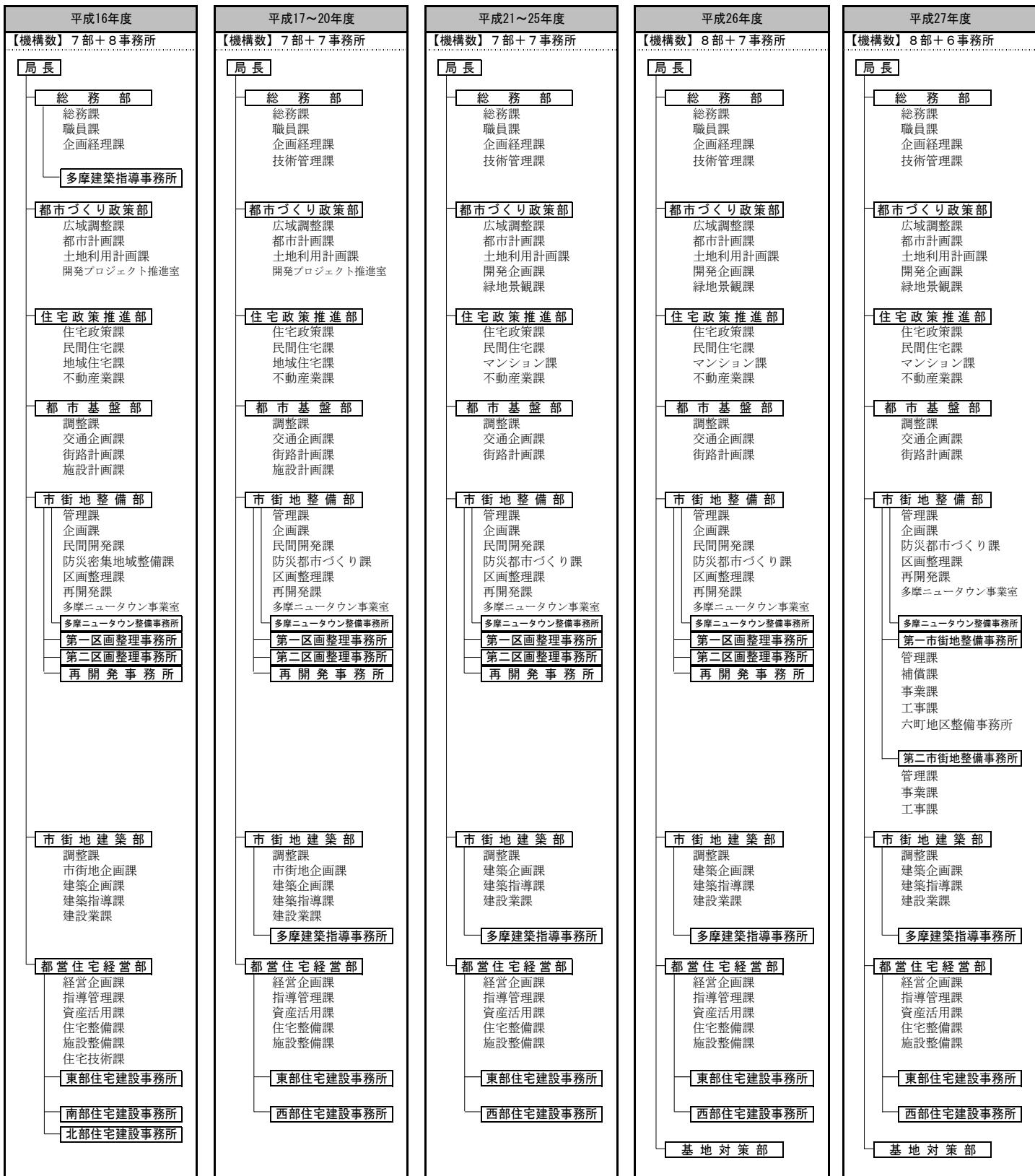
なお、昭和41年12月1日に住宅局から分離して設置した南多摩新都市開発本部については、昭和45年7月に多摩ニュータウンの位置付けが住宅都市から自立的な都市へと変革したことに伴い、高度な企画調整機能の再編強化と実施機能の強化を図るための組織改正を行った。

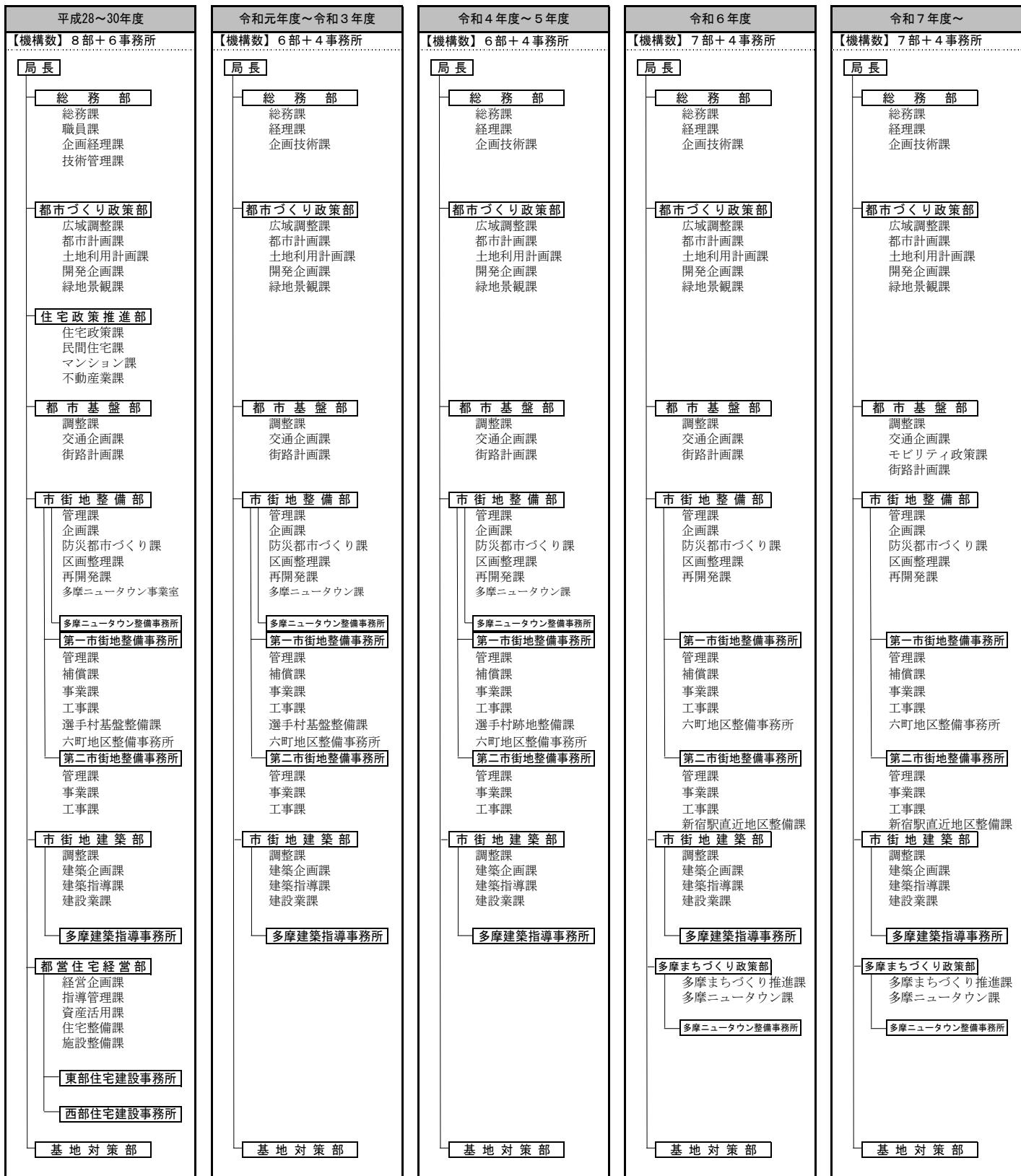
平成元年4月、多摩地域の事業執行体制の強化のため、個別プロジェクトを所掌する機能を付与するとともに、小規模組織の大くくり化を行い、平成2年8月に多摩都市整備本部と改称した。

その後、多摩ニュータウン事業も概成段階を迎えて、都施行の新住宅市街地開発事業の終了が視野に入ってきたことから、平成14年4月、多摩都市整備本部を廃止し、建設局多摩ニュータウン事業部（及び多摩ニュータウン整備事務所）として組織改正した。

3 都市整備局沿革図

[総務部 総務課]





第2節 組織・人員

1 組織の概要

〔総務部 総務課〕

(1) 本 庁

部 課 名		主 な 分 掌 事 務	電話番号 (ダイヤルイン)	フロア (第二本庁舎)
総務部	総務課	組織・定数、人事、給与、福利厚生、研修、法規調査、広報広聴、情報公開、デジタル関連施策、住宅政策本部との連絡等に関すること。	03-5388-3206	12階 南・中央 フリーアドレス
	経理課	予算、決算、契約、財産・物品の管理等に関すること。	03-5388-3210	
	企画技術課	局事務事業の総合的な企画調整、DX推進、進行管理、行政評価、技術管理、技術の調査・研究・開発・指導に関すること。局建設事業に係る技術の標準化、調整、新材料・新工法の導入、施工管理、建設コスト管理、工事施行の適正化、契約に係る検査等に関すること。	03-5388-3268	
都市づくり政策部	広域調整課	都市づくり政策に関する企画・調整等、広域的計画、土地の調査、都市計画区域マスターープラン、水資源開発、建設副産物対策等に関すること。	03-5388-3223	12階 北・中央 フリーアドレス
	都市計画課	東京都都市計画審議会、都市計画相談、土地取引の規制、国土利用計画法に基づく届出、所有者不明土地の利用の円滑化等に関すること。	03-5388-3225	
	土地利用計画課	国土調査、用途地域、地区計画等の計画、地域整備に関する計画の企画、調査、調整及び都市計画等に関すること。	03-5388-3261	
	開発企画課	地域整備に関する計画の企画・調整等に関すること。	03-5388-3243	
	緑地景観課	公園等に関する計画の基本構想・調整、都市景観形成及び歴史的景観保全に係る企画・調整、屋外広告物対策等に関すること。	03-5388-3264	
都市基盤部	調整課	都市高速鉄道事業・バス事業の助成、河川及び上下水道等の施設計画・調整、総合治水対策等に関すること。	03-5388-3273	11階 南 フリーアドレス
	交通企画課	都市交通政策に係る企画・調整等に関すること。	03-5388-3282	
	モビリティ政策課	社会実装段階にあるモビリティに係る政策の企画・調整等に関すること。	03-5388-3385	
	街路計画課	都市計画道路・都市高速道路の計画・調整等に関すること。	03-5388-3291	
市街地整備部	管理課	減価補償金の交付、清算金の徴収・交付、東京都開発審査会、都施行整備事業に係る用地の取得、土地等の評価、損失補償額算定等に関すること。	03-5320-5105	11階 北・中央 フリーアドレス
	企画課	部所管事業に係る総合調整、都市の震災復興対策、都有地の活用によるまちづくりプロジェクトの推進、市街地再開発事業・土地区画整理事業・沿道一体整備型街路事業等の企画・調査・調整等に関すること。	03-5320-5121	
	防災都市づくり課	防災都市づくりに関する企画・調査・調整、木造住宅密集地域の不燃化特区に関する企画・調整、都市防災不燃化促進事業、沿道街路整備事業等に伴う工事の実施・調整・工程、木造住宅密集地域の整備促進等に関すること。	03-5320-5142	
	区画整理課	区市町村施行土地区画整理事業の認可・許可・指導及び監督、都施行土地区画整理事業の事業計画・実施計画・進行管理、保留地の管理・処分、換地計画の決定・処分、個人・組合・会社・都市再生機構等施行の土地区画整理事業の認可・許可・指導及び監督、開発行為等の規制、都施行土地区画整理事業・街路整備事業に伴う工事の実施・調整・工程等に関すること。	03-5320-5441	
	再開発課	区市町村施行市街地再開発事業の認可・指導及び監督、都施行市街地再開発事業の事業計画・実施計画変更・進行管理、保留床等の処分、権利交換計画・管理処分計画の決定・個人・組合・会社・都市再生機構等施行の市街地再開発事業の認可・許可・指導及び監督、都施行市街地再開発事業に伴う工事の実施・調整、晴海五丁目西地区エネルギー事業及び交通施設整備等に関すること。	03-5320-5131	
	調整課	東京都建築審査会、建築紛争の予防・調整等に関すること。	03-5388-3332	
市街地建築部	建築企画課	建築行政に関する企画・調査・調整、建築士の登録、建築物の耐震性の向上等に関すること。	03-5388-3341	3階 南
	建築指導課	建築確認及び違反建築物の取締り等に関すること。	03-5388-3371	3階 中央
	建設業課	建設業者の許可等に関すること。	03-5388-3351	3階 南
	多摩まちづくり推進課	多摩地域における市街地の開発、整備等に関する企画・調査及び調整、地域整備に関する計画の企画・調査及び調整、基地跡地、政府機関移転跡地等の利用計画、多摩ニュータウン地区的街づくりに関する計画等の企画・調査及び調整等に関すること。	03-5320-5473	11階 中央 フリーアドレス
多摩まちづくり政策部	多摩ニュータウン課	多摩ニュータウン地区における宅地販売事業の推進、新住宅市街地開発事業に係る調整、課所管事業に係る事業用地等の処分・管理、有効活用の促進・評価、宅地整備等の計画・実施、多摩ニュータウン地区のまちづくりに関する計画等に基づく事業推進等に関すること。	03-5320-5472	
	基地対策担当	米軍基地対策の企画・調整、関係機関との連絡調整に関すること。	03-5388-2146	12階 北 フリーアドレス
基地対策部	横田基地共用化推進担当	横田基地共用化推進に係る企画・調整、関係機関との連絡調整に関すること。	03-5388-2146	

(2) 事務所

所 課 名	主 な 分 掌 事 勿	電話番号 (ダイヤルイン)	所在地
第一市街地整備事務所	管理課 所属職員の人事、所の予算・決算、土地区画整理審議会、清算金の徴収、清算金・減価補償金の交付等に関する事務。	03-3534-3402	中央区勝どき一丁目7番3号 勝どきサンスクエア8階
	補償課 土地区画整理事業に伴う土地・建築物等の管理・取得・借入れ、建築物の移転・損失補償、移転等に要する資金の貸付け、土地区画整理事業に関連する街路整備事業に係る用地の取得等に関する事務。	03-3534-3407	同上
	事業課 事業計画、仮換地の指定、換地計画・換地処分、権利交換計画・管理処分、沿道一体整備型街路事業等の用地の取得等に関する事務。	03-3534-3419	中央区勝どき一丁目7番3号 勝どきサンスクエア9階
	工事課 事業に伴う諸工事の調査、測量、設計並びにこれらの工事の施行及び監督、上下水道・ガス管・電柱等の整理・損失補償等に関する事務。	03-3534-3442	同上
	臨海部地区(豊洲) 環四高輪地区 同上	03-3532-1477	江東区豊洲五丁目1番
	臨海部地区(有明北) 同上	03-3528-4881	江東区有明一丁目2番
	六町地区整備事務所 六町地区及び花畠北部地区の土地区画整理事業の施行に関する事務。	03-5851-2032	足立区六町三丁目4番36号
	所管事業/地区名 既成市街地再整備土地区画整理事業 / 瑞江駅西部地区、篠崎駅東部地区、花畠北部地区、六町地区 臨海部開発土地区画整理事業、臨海部街路事業 / 晴海四・五丁目地区、豊洲地区、有明北地区 沿道一体整備型街路事業 / 鐘ヶ淵地区、目黒本町地区、戸越公園駅周辺地区、原町・洗足地区 オリンピック・パラリンピック選手村跡地整備事業 / 晴海五丁目西地区 まちづくり手法を活用した道路整備事業 / 環四高輪地区		
	管理課 所属職員の人事、所の予算・決算、土地区画整理審議会、市街地再開発審議会、清算金の徴収、清算金・減価補償金の交付等に関する事務。	03-5389-5151	中野区中野一丁目2番5号
	事業課 事業計画、仮換地の指定、換地計画・換地処分、権利交換計画・管理処分、沿道一体整備型街路事業等の用地の取得等に関する事務。	03-5389-5162	同上
第二市街地整備事務所	工事課 事業に伴う諸工事の調査、測量、設計並びにこれらの工事の施行及び監督、上下水道・ガス管・電柱等の整理・損失補償等に関する事務。	03-5389-8222	同上
	新宿駅直近地区整備課 事業に伴う諸工事の調査、測量及び設計並びにこれらの工事の施行及び監督、工事の清算、上下水道、軌道、ガス管、電線、電柱等の整理・損失補償、公共施設の引継ぎ並びに引継ぎ前の公共施設の維持及び修繕等に関する事務。	03-6302-0843	新宿区西新宿一丁目6番1号 新宿エルタワー24階
	泉岳寺駅地区 地区的事業に係る広報、住民意向調査及び生活再建対策、土地等の測量及び調査並びに工事の監督に関する事務。	03-3280-2350	港区高輪二丁目16番5号 東武高輪第2ビル4階
	所管事業/地区名 大規模跡地開発土地区画整理事業 / 汐留地区 拠点再整備土地区画整理事業 / 新宿駅直近地区 沿道一体整備型街路事業 / 十条地区、志茂地区、東池袋地区、大山中央地区 防災関連市街地再開発事業 / 亀戸・大島・小松川地区 都市施設整備再開発事業 / 泉岳寺駅地区 住宅市街地総合整備事業 / 国領地区 まちづくり手法を活用した道路整備事業 / 上石神井駅周辺地区		
	管理課 所属職員の人事、所の予算・決算、建築動態統計、特定建築物等の定期報告の受付、建築協定の認可、屋外広告物の許可・違反取締り等に関する事務。	042-548-2025	立川市錦町四丁目6番3号
多摩建築指導事務所	開発指導第一課 開発行為・宅地造成工事等の許可・技術的指導・監督、道路位置指定、私道の廃止制限、住宅金融支援機構の委託に係る土地の造成工事等の審査等に関する事務。	042-548-2037	同上
	開発指導第二課 同上	042-364-2396	府中市宮西町一丁目26番1号
	建築指導第一課 建築の確認・許可・認定・技術的指導、違反建築物等の取締り、建築物の建築に係る紛争の予防・調整・相談、建築構造等の審査等に関する事務。	042-548-2044	立川市錦町四丁目6番3号
	建築指導第二課 同上	042-464-2154	小平市花小金井一丁目6番20号
	建築指導第三課 同上	0428-23-3423	青梅市河辺町六丁目4番1号
多摩ニュータウン整備事務所	所管事業/区域名 建築に関する事務、開発行為及び宅地造成等の規制に関する事務並びに屋外広告物に関する事務 / 多摩地域		
	多摩ニュータウン事業に係る宅地造成、諸施設建設、再生支援、土地区画整理法の施行等に関する事務。	042-389-2228	多摩市諏訪二丁目12番地 アクロスビル1階
	所管事業/区域名 都有地の維持管理、都営団地建替え支援、多摩ニュータウン地域の再生支援、都施行の土地区画整理事業の換地図閲覧 / 多摩市、八王子市、町田市、稲城市		

2 職員定数 (令和7年4月1日現在)

[総務部総務課]

※()は管理職で内書

組織	合計	事務	土木	建築	機械	電気	造園
局計	838 (99)	282 (32)	323 (47)	205 (19)	13	4	11 (1)
局長、次長、技監、理事	3 (3)	1 (1)	1 (1)	1 (1)			
総務部	59 (10)	51 (8)	7 (2)	1			
部長	3 (3)	2 (2)	1 (1)				
総務課	23 (4)	23 (4)					
経理課	21 (2)	21 (2)					
企画技術課	12 (1)	5	6 (1)	1			
都市づくり政策部	103 (11)	38 (3)	20 (1)	34 (6)			11 (1)
部長	2 (2)		1 (1)	1 (1)			
広域調整課	24 (1)	15 (1)	6	3			
都市計画課	13 (1)	11 (1)	2				
土地利用計画課	34 (4)	5 (1)	7	21 (3)			1
開発企画課	10 (1)	2	4	4 (1)			
緑地景観課	20 (2)	5		5 (1)			10 (1)
都市基盤部	102 (20)	18 (3)	81 (17)	3			
部長	4 (4)		4 (4)				
調整課	21 (3)	11 (2)	8 (1)	2			
交通企画課	38 (5)	3	34 (5)	1			
モビリティ政策課	9 (3)	3 (1)	6 (2)				
街路計画課	30 (5)	1	29 (5)				
市街地整備部	155 (13)	44 (1)	70 (11)	40 (1)	1		
部長	2 (2)		2 (2)				
管理課	27 (1)	25 (1)		2			
企画課	24 (2)	3	16 (2)	5			
防災都市づくり課	31 (2)	6	13 (1)	12 (1)			
区画整理課	46 (3)	7	32 (3)	7			
再開発課	25 (3)	3	7 (3)	14	1		
市街地建築部	84 (6)	34 (2)		44 (4)	5	1	
部長	1 (1)			1 (1)			
調整課	14 (1)	14 (1)					
建築企画課	29 (1)	2		25 (1)	2		
建築指導課	24 (2)	3		17 (2)	3	1	
建設業課	16 (1)	15 (1)		1			
多摩まちづくり政策部	20 (7)	8 (4)	7 (2)	5 (1)			
部長	3 (3)	2 (2)	1 (1)				
多摩まちづくり推進課	12 (2)	5 (1)	4	3 (1)			
多摩ニュータウン課	5 (2)	1 (1)	2 (1)	2			
基地対策部	4 (4)	4 (4)					
部長	2 (2)	2 (2)					
課長	2 (2)	2 (2)					

組織	合計	事務	土木	建築	機械	電気	造園
第一市街地整備事務所	119 (8)	33 (3)	70 (5)	16			
所長	1 (1)		1 (1)				
管理課	11 (1)	11 (1)					
補償課	20 (1)	8 (1)	4	8			
事業課	43 (3)	13 (1)	22 (2)	8			
工事課	25 (1)	1	24 (1)				
地区事務所	6		6				
六町地区整備事務所	13 (1)		13 (1)				
第二市街地整備事務所	94 (7)	28 (2)	45 (5)	16	3	2	
所長	1 (1)		1 (1)				
管理課	12 (1)	12 (1)					
事業課	42 (3)	14 (1)	17 (2)	11			
工事課	22 (1)	1	15 (1)	3	2	1	
新宿駅直近地区整備課	15 (1)	1	10 (1)	2	1	1	
地区事務所	2		2				
多摩建築指導事務所	91 (9)	22 (1)	19 (2)	45 (6)	4	1	
所長	1 (1)			1 (1)			
管理課	11 (1)	9 (1)		2			
開発指導第一課	15 (1)	2	10 (1)	3			
開発指導第二課	13 (1)	2	9 (1)	2			
建築指導第一課	19 (2)	3		14 (2)	1	1	
建築指導第二課	17 (2)	3		12 (2)	2		
建築指導第三課	15 (1)	3		11 (1)	1		
多摩ニューカン整備事務所	4 (1)	1	3 (1)				

第3節 予 算 ・ 決 算

[総務部 経理課]

1 令和7年度予算の概要

(1) 総論

ア 予算編成方針

令和7年度の東京都予算は、「不確実性が高まる社会情勢の中、『成長』と『成熟』が両立した持続可能な都市の実現に向けて、全ての人が輝く東京の未来を切り拓く予算」と位置付け、次の点を基本に編成されている。

(ア) 東京のポテンシャルを最大限活かし、「ダイバーシティ」、「スマートシティ」、「セーフシティ」の3つのシティを進化させ、「世界で一番の都市・東京」の実現に向けた施策を積極的かつ着実に展開すること

(イ) 都民が実感できるクオリティ・オブ・サービスを向上させるため、DXなど新たな視点で業務の見直しを進め、持続可能な執行体制の構築を図りつつ、無駄を一層無くす取組を強化し、強靭で持続可能な財政基盤を堅持すること

このような方針の下に編成された東京都の一般会計の予算規模は、前年度に比べて8.3%増の9兆1,580億円で、都税は前年度に比べて8.5%増の6兆9,296億円となっている。

また、政策的経費である一般歳出は、前年度に比べて8.3%増の6兆8,978億円となっている。

「ダイバーシティ」、「スマートシティ」、「セーフシティ」の三つのシティを進化させる取組に、重点的に財源を振り向けている。

イ 都市整備局予算の概要

令和7年度予算は、局事業を以下の四つの分野に分けて編成されている。

(ア) 都市計画・調査	: 12,466百万円
(イ) 都市基盤整備(道路網の整備、鉄道等公共交通の整備、航空政策、総合治水対策等)	: 21,956百万円
(ウ) 市街地整備(木密地域の整備、土地区画整理、市街地再開発、都市改造等)	: 57,729百万円
(エ) 建築行政(耐震改修促進事業、建築指導事務等)	: 6,505百万円

(2) 予算規模

(単位:千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	増(△)減	増減率
合計	98,656,000	111,767,000	△ 13,111,000	△ 11.7
一般会計(都市整備局分)	88,566,000	98,037,000	△ 9,471,000	△ 9.7
特別会計	4,206,000	9,350,000	△ 5,144,000	△ 55.0
都市開発資金会計	2,984,000	7,966,000	△ 4,982,000	△ 62.5
臨海都市基盤整備事業会計	1,222,000	1,384,000	△ 162,000	△ 11.7
公営企業会計	5,884,000	4,380,000	1,504,000	34.3
都市再開発事業会計	5,884,000	4,380,000	1,504,000	34.3

2 一般会計予算

(1) 第1項 都市整備管理費

都市整備局の管理事務等に要する経費のほか、東京都都市計画審議会の運営経費、既存ビルのリノベーションによるまちづくりや都市計画基礎調査などの総合計画に関する調査費、建設副産物再利用促進事業としての東京都建設発生土再利用センターの運営に要する経費等を計上している。

加えて、米軍基地対策を総合的に推進するための関係機関との連絡調整、横田基地の軍民共用化推進に係る調査検討等に要する経費を計上している。

また、都市の緑の保全・創出に向けた調査検討や助成、外濠の水辺再生に係る調査検討や国土調査を実施する経費等を計上している。

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	増(△)減	増減率
都市整備管理費	12,466,000	10,202,000	2,264,000	22.2
管理費	2,598,161	2,423,206	174,955	7.2
企画調査費	8,874,824	6,711,888	2,162,936	32.2
水資源対策費	401,746	430,648	△ 28,902	△ 6.7
土地調整費	591,269	636,258	△ 44,989	△ 7.1

(2) 第2項 都市基盤整備費

都市基盤施設整備に向けた調査、都市基盤施設整備に係る補助事業等に要する経費を計上している。

都市計画道路網や高速道路ネットワークの計画検討、外環に係るまちづくりに関する調査、都心と臨海地域とを結ぶB R T (Bus Rapid Transit) 整備事業、鉄道ネットワークに関する調査・整備促進等、舟運活性化に関する検討調査、地域公共交通の充実・強化に向けた支援等、物流政策に関する調査等、総合治水対策事業として東京都豪雨対策基本方針に基づく雨水貯留施設・グリーンインフラの設置等への支援などに要する経費を計上している。

また、道路や鉄道等の交通対策の充実・強化を図るため、地下高速鉄道の整備や鉄道施設の耐震対策など、公共交通に対する助成に要する経費を計上している。これらに加え、鉄道駅における移動の円滑化と安全対策を進めるため、ホームドアの整備等に対する補助などに要する経費を計上している。

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	増(△)減	増減率
都市基盤整備費	21,956,000	22,947,000	△ 991,000	△ 4.3
管理費	962,420	851,776	110,644	13.0
都市基盤調査費	3,453,548	7,219,163	△ 3,765,615	△ 52.2
都市基盤施設等助成費	17,540,032	14,876,061	2,663,971	17.9

(3) 第3項 市街地整備費

災害に強く住みよいまちづくりを目指し、木造住宅密集市街地の解消・整備やまちづくりの機会を捉えた無電柱化の推進等の首都直下地震への対応、大規模水害リスクに備えた高台まちづくりの推進や盛土等に伴う災害防止に向けた取組、面的液状化対策などに要する経費を計上している。

また、実効性のある市街地整備を推進する観点から、面整備事業のうち、公共団体施行・組合施行等による土地区画整理事業や市街地再開発事業に対する助成に要する経費を計上するほか、都施行の土地区画整理事業、沿道一体整備事業、晴海五丁目西地区整備事業、多摩ニュータウンのまちづくり等に要する経費を計上している。

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	増(△)減	増減率
市街地整備費	47,639,000	57,782,000	△ 10,143,000	△ 17.6
管理費	5,777,238	4,608,746	1,168,492	25.4
都市防災施設整備事業費	6,901,996	6,540,958	361,038	5.5
土地区画整理助成費	4,887,479	5,661,065	△ 773,586	△ 13.7
市街地再開発事業助成費	2,060,811	2,518,087	△ 457,276	△ 18.2
臨海都市基盤関連街路整備費	984,900	984,900	0	0.0
都市改造費	26,419,499	36,747,619	△ 10,328,120	△ 28.1
ニュータウン事業費	607,077	720,625	△ 113,548	△ 15.8

(4) 第4項 建築行政費

建築基準法及び関係法令に基づく建築物の規制や民間建築物等におけるブロック塀等の安全対策、建設業者・建築士の指導、建築確認等の電子申請化、建築物における液状化対策の推進、脱炭素等に配慮した取組等、建築行政に要する経費を計上している。

また、災害に強い都市の実現に向けて、緊急輸送道路沿道建築物及び住宅の耐震診断や耐震改修等への助成のほか、耐震化総合相談窓口の設置や、耐震改修工法の紹介など、耐震化に向けた普及啓発に要する経費を計上している。

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	増(△)減	増減率
建築行政費	6,505,000	7,106,000	△ 601,000	△ 8.5
管理費	1,449,571	1,247,027	202,544	16.2
建築指導費	4,770,473	5,616,951	△ 846,478	△ 15.1
建設業指導費	284,956	242,022	42,934	17.7

(参考) 一般会計歳入歳出総括表

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	増(△)減	増減率
歳入	88,566,000	98,037,000	△ 9,471,000	△ 9.7
分担金及負担金	7,938,605	14,061,614	△ 6,123,009	△ 43.5
使用料及手数料	1,049,810	942,483	107,327	11.4
国庫支出金	5,539,973	6,079,717	△ 539,744	△ 8.9
財産収入	11,879,070	8,908,193	2,970,877	33.3
繰入金	17,010,536	17,135,619	△ 125,083	△ 0.7
諸収入	32,287,010	37,232,334	△ 4,945,324	△ 13.3
都債	108,000	24,000	84,000	350.0
一般財源	12,752,996	13,653,040	△ 900,044	△ 6.6
歳出	88,566,000	98,037,000	△ 9,471,000	△ 9.7
都市整備管理費	12,466,000	10,202,000	2,264,000	22.2
都市基盤整備費	21,956,000	22,947,000	△ 991,000	△ 4.3
市街地整備費	47,639,000	57,782,000	△ 10,143,000	△ 17.6
建築行政費	6,505,000	7,106,000	△ 601,000	△ 8.5

3 特別会計予算

(1) 都市開発資金会計

都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）に基づき、国から資金を借り受け、主要な道路・公園等の都市計画施設の用地等の先行買収に要する経費を計上している。

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	増(△)減	増減率
都市開発資金会計	2,984,000	7,966,000	△ 4,982,000	△ 62.5
用地買収費	1,003,083	1,003,083	0	0.0
一般会計繰出金	1,969,667	6,957,417	△ 4,987,750	△ 71.7
公債費会計繰出金	11,250	5,500	5,750	104.5

(2) 臨海都市基盤整備事業会計

臨海都市基盤整備事業の経理を明確にするため、平成3年度に設置した。臨海都市基盤整備は、晴海地区、豊洲地区及び有明北地区において土地区画整理事業等により、広域的な都市基盤を整備するものである。

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	増(△)減	増減率
臨海都市基盤整備事業会計	1,222,000	1,384,000	△ 162,000	△ 11.7
管理費	111,817	92,889	18,928	20.4
開発費	1,110,183	1,291,111	△ 180,928	△ 14.0

4 公営企業会計予算

(1) 都市再開発事業会計

市街地再開発事業の経理をより明確にするため、平成14年度に設置した。泉岳寺駅地区の整備等に要する経費を計上している（100ページ参照）。

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	増(△)減	増減率
収益的収支(損益勘定)				
収入	48,731	81,263	△ 32,532	△ 40.0
支出	10,000	10,000	0	0.0
資本的収支(資本勘定)				
収入	5,500,639	4,357,748	1,142,891	26.2
支出	5,874,000	4,370,000	1,504,000	34.4

5 令和6年度決算（見込み）の概要

(1) 一般会計

ア 歳入

(単位：千円)

区分	当初予算額	補正予算額	繰越財源 充当額	予算現額	収入済額
都市整備局合計	98,037,000	69,197,310	2,613,027	169,847,337	147,340,344
分担金及負担金	14,061,614	△ 4,755,474	1,384,709	10,690,849	5,585,743
使用料及手数料	942,483	0	0	942,483	909,014
国庫支出金	6,079,717	△ 1,684,939	9,834	4,404,612	3,065,759
財産収入	8,908,193	165,641,980	0	174,550,173	172,801,644
繰入金	17,135,619	△ 1,033,120	0	16,102,499	14,482,459
諸収入	37,232,334	0	0	37,232,334	37,253,995
都債	24,000	0	0	24,000	15,000
繰越金	0	0	1,218,484	1,218,484	1,188,693
一般財源	13,653,040	△ 88,971,137	0	△ 75,318,097	△ 87,961,963

イ 歳出

(単位：千円)

区分	当初予算額	補正予算額 繰越額・流用増減	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額
総務費	50,000	0	50,000	12,525	0	37,475
政策企画費	50,000	0	50,000	12,525	0	37,475
都市整備費	97,987,000	71,810,337	169,797,337	147,340,344	5,930,092	16,526,901
都市整備管理費	10,202,000	△ 158,638	10,043,362	9,090,434	0	952,928
都市基盤整備費	22,897,000	85,345,938	108,242,938	103,567,355	2,194,687	2,480,896
市街地整備費	57,782,000	△ 11,255,963	46,526,037	30,202,257	3,735,405	12,588,375
建築行政費	7,106,000	△ 2,121,000	4,985,000	4,480,298	0	504,702

(2) 特別会計

ア 歳入

(単位：千円)

区分	当初予算額	補正予算額	繰越財源 充当額	予算現額	収入済額
都市開発資金会計	7,966,000	0	0	7,966,000	5,990,313
臨海都市基盤整備事業会計	2,564,786	0	27,988	2,592,774	2,212,248

イ 歳出

(単位：千円)

区分	当初予算額	補正予算額 繰越額 流用増減	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額
都市開発資金会計	7,966,000	0	7,966,000	5,990,313	0	1,975,687
臨海都市基盤整備事業会計	1,384,000	27,988	1,411,988	405,774	69,283	936,931

(3) 公営企業会計

(単位：千円)

区分	予算現額	決算額	差額
収益的収支(損益勘定)			
収入	81,263	31,526	△ 49,737
支出	10,000	0	△ 10,000
資本的収支(資本勘定)			
収入	4,357,748	3,735,521	△ 622,227
支出	4,421,802	3,759,388	△ 662,414

第4節 関係機関

1 東京都政策連携団体

[総務部 総務課]

東京都政策連携団体とは、事業協力団体（後述）のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体である。

都市整備局は4団体を所管しており、各団体を都政の一体的運営を担う都庁グループの一員として戦略的に活用するとともに、各団体の適正かつ効率的な運営を確保し、自律的経営及び改革を促進するため、支援及び指導を行っている（[巻末資料VII-1 参照](#)）。

	団 体 名	担 当 部 課
1	多摩都市モノレール株式会社	都市基盤部 調整課
2	東京臨海高速鉄道株式会社	都市基盤部 調整課
3	公益財団法人東京都都市づくり公社	市街地整備部 管理課
4	株式会社多摩ニュータウン開発センター	多摩まちづくり政策部 多摩まちづくり推進課

2 事業協力団体

[総務部 総務課]

事業協力団体とは、事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力をを行う団体であって、「東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」（平成31年3月19日付知事決定）において定める要件を満たす団体である。

※ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する地方独立行政法人その他個別の法令により、適正かつ効率的な運営を行うための仕組みが担保されている団体を除く。

都市整備局は5団体を所管しており、その運営状況について報告を行わせるほか、当該団体との協力強化に向け、法令その他の規定に定めるところにより、必要な関与を行っている（[巻末資料VII-2 参照](#)）。

3 附属機関

[総務部 総務課]

附属機関とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて、法律又は条例により執行機関に設けられる審議会、審査会等であり、執行機関の行政執行の前提として必要な調停、審査、審議、調査等を行っている。

都市整備局は12の附属機関を所管している（[巻末資料VII-3 参照](#)）。

第5節 広報・広聴

1 広報・広聴

[総務部 総務課]

(1) 広報・広聴

局事業の実施に当たっては、都民等に届く広報を推進するため、目的、ターゲット、訴求内容などを明確にし、効果的な広報を行っている。

また、ホームページ等を活用し、情報提供や都民からの意見の受付を行うとともに、来庁者に対しては、担当窓口の案内を実施している。

このほか、都民や団体等からの苦情・要望への対応など、広聴に関する連絡調整を行っている。

(2) 公文書の開示等

東京都情報公開条例に基づき、局情報コーナーとして、情報公開についての相談窓口を開設している。なお、個人情報の保護に関する法律に係る事項についても、同様に局の窓口として相談に応じている。

(3) まちづくり月間

国土交通省は、住民の積極的な参加による豊かで潤いのあるまちづくりの推進を図るため、昭和 58 年度から毎年 6 月を「まちづくり月間」と定めている。都では、昭和 59 年度から毎年度、「まちづくり月間」の期間中に行事を実施しており、令和 6 年度は、都におけるまちづくりに功労のあった 2 団体の「東京都まちづくり功労者」に対し知事感謝状を贈呈した。

(4) 都市計画相談

[都市づくり政策部 都市計画課]

ア 都市計画の縦覧制度

都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、土地利用制限等を伴うなど、住民に及ぼす影響が大きい。このため、広くその内容を周知する必要があることから、都市計画決定に先立ち、都市計画の案及び理由書を公告の日から 2 週間、公衆の縦覧に供している。

また、都市計画決定後は、決定された都市計画の図書の写しを縦覧に供している。

イ 都市計画に関する相談

都市計画決定に伴い生じた土地利用制限などの相談に幅広く応じるため、専任の職員による相談窓口を設置するとともに、電話照会にも対応している。

相談の対応に当たっては、東京都縮尺 1/2,500 地形図等により、具体的な個々の土地に対する道路計画、公園計画、用途地域、市街地開発事業等の都市計画について、説明を行っている（図表 1-1-1 参照）。

図表 1-1-1 都市計画相談件数

(単位:件)

区分	年度	元	2	3	4	5	6
来 庁	A 建物の新增改築 のため	2,566	2,152	2,086	2,040	1,869	1,731
	B 土地家屋の売買 又は鑑定のため	5,245	4,252	4,570	4,533	4,194	4,326
	C その 他	1,055	937	776	878	802	769
	小 計	8,866	7,341	7,432	7,451	6,865	6,826
電 話 照 会		7,093	4,957	5,642	6,052	5,444	5,215
合 計		15,959	12,298	13,074	13,503	12,309	12,041

(5) 区部都市計画道路の位置の説明

建築計画や土地取引等の事前相談を受ける際、事業未着手の区部都市計画道路の位置を縮尺 1/500 のデジタル実測図等を用いて説明している。

また、都市計画法第 53 条に伴う各区からの都市計画道路の位置照会に対しても回答している。道路の位置を説明する図面は、都市計画変更を反映させるため、適宜更新を行っている。

図表 1-1-2 都市計画道路の位置確認相談等

事 項	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
事 前 相 談	9,564件	8,460件	7,107件	7,215件	7,291件	6,672件	6,729件
区 か ら の 照 会	11件	15件	13件	13件	4件	5件	6件
都 市 計 画 道 路 現 況 平 面 図 作 成	約6.9Km	約8.4Km	※	約9.7Km	約10.9Km	約7.6Km	約11.7Km

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大により委託を実施していない。

2 国際交流・都市の魅力発信

[総務部 企画技術課]

[都市づくり政策部 広域調整課]

平成 27 年度から、東京都都市外交戦略（平成 26 年 12 月）の取組事業として、都市づくりについての先進的な取組を行う海外諸都市の実務者と情報共有を行い、大都市に共通する課題解決に取り組んでいる。

また、東京の都市づくりに関する情報発信及び都市の魅力の発信を促進していく。

3 都市計画地理情報システム

[都市づくり政策部 都市計画課]

東京都都市計画地理情報システム（G I S）は、当局における位置情報を伴う資料作成業務や政策決定の高度化を図るとともに、都市計画情報を都民や公共団体等に広く提供することを目的としており、平成3年に運用を開始した。東京都縮尺1/2,500地形図を基図として都市計画決定内容等のG I Sデータを整備し、局内外の利用に供している。

本システムでは、この地形図から抽出した地形データや行政界（町丁目界）等を背景図として用いるほか、土地利用現況調査結果の土地利用現況データ及び建物現況データ並びに様々な部署で作成された各種データを備えている。これらのデータを組み合わせて表示し、職員自らが各自の目的に適した図面の作成ができるほか、データベース機能により集計等の解析作業が可能となっている。

都市計画に関する一部のG I Sデータは、他の公共団体、関係機関等に貸与され活用されているほか、外部のA S Pサービス（インターネットを通じて顧客にビジネス用アプリケーションをレンタルするサービス）を用いた都市計画情報インターネット提供サービスを通じて、広く都民への情報提供を行っている。

4 東京都縮尺1/2,500地形図

[都市基盤部 交通企画課]

都市計画法第6条に基づく都市計画に関する基礎調査及び同法第14条に基づく都市計画の計画図作成のための基本図面として、縮尺1/2,500地形図の作成・更新を行っている。

縮尺1/2,500地形図は、昭和45年度から作成を開始し、平成8年度からデジタル化している。

事業コストの削減と効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るため、平成14年度からは民間事業者と著作権を共有する官民共同事業を開始し、5か年ごとにデジタル地形図を更新している。令和4年度から更新事業を実施中であり、令和8年度に完了予定である。

5 「シン・トセイ」の推進

[総務部 企画技術課]

当局では、都民・事業者が、真に「実感」できるようQ O S（クオリティ・オブ・サービス）の向上や、都民、事業者及び職員の「手取り時間」の増加を目指し、行政手続の質の継続的な改善やA Iといったデジタル技術を活用した業務の効率化等「シン・トセイ」の取組を進めている。

令和7年度は、これまでの事業所D Xの成果を踏まえ、現場業務のデジタル化の加速事業を進めるとともに、D Xの普及・浸透等を担う「D Xアンバサダー」と連携し、当局の全ての所管が自律的にD Xを推進できるよう支援する。また、当局の行政手続について、デジタル三原則（デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップ）の実現に向けて、法人登記情報などの申請者情報等のベース・レジストリやポータルサイトの構築に向けた検討を進める。

※「シン・トセイX」では、これまでの都政改革や「シン・トセイ」の取組を、全庁的な改革推進の核となるコア・プロジェクトを中心に継承・発展させつつ、組織や分野を越えた「政策D X」を強力に推進し、都民が「実感」できるサービスの質の向上を実現させることとしている。